

お知らせ

記者発表資料 平成30年1月23日

同時発表先： 合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

広島県内の建設企業等を対象とした 社会保険加入推進地域会議を開催します

～建設業における社会保険加入推進に向けた取り組みの拡大～

社会保険加入に積極的に取り組む広島県内の建設企業等を対象とした「広島県建設業社会保険加入推進地域会議」を、中国地方整備局や関係機関との共催※1により、以下のとおり開催します。

これまで、建設業においては、社会保険加入対策が行われているところですが、対策の徹底を図り、より地域に根ざした取り組みにするため、広島県内の建設企業等を対象※2とした会議を開催するものであり、中国地方では初の取り組みとなります。

※1 (一社)広島県建設工業協会、広島県建設業協会連合会、(一社)日本建設業連合会 中国支部、建設産業専門団体中国地区連合会、広島県、中国地方整備局が共催。

※2 建設業団体に所属しているか否かや、法人であるか否かを問わず、参加可能としています。

1. 日 時：**平成30年 2月26日（月） 16時15分～17時00分**
2. 会 場：広島合同庁舎 1号館附属棟 2階大会議室（広島市中区上八丁堀6-30）
3. 主な内 容：建設企業による社会保険加入に向けた取組事例の紹介
「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」の採択
4. 取材について：報道関係者で傍聴を希望される方は、当日会場受付までお越し下さい。

＜問い合わせ先＞

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）
【担当】建政部 計画・建設産業課長 佐々木 高志（内線6121）
建政部 計画・建設産業課長補佐 古田 勝則（内線6142）

【広報担当窓口】 広報広聴対策官 坂屋 政之（内線2117）
企画部環境調整官 足立 つかさ司（内線3114）

会場案内図（広島県建設業社会保険加入推進地域会議）

会 場 : 広島市中区上八丁堀 6-30
(広島合同庁舎 1号館附属棟 2階大会議室)



【交通案内】

《バス》

- 広島駅バス乗り場（Bホーム8・9番）
から「高陽方面」「可部方面」行きのバス
に乗車。
⇒ “合同庁舎前バス停”で下車。
※経由地が「合同庁舎前」と示されたバスを
ご利用下さい。

**公共交通機関の利用に
ご協力をお願いします。**

広島合同庁舎周辺



地理院地図（国土地理院）を使用して作成。

広島県建設業社会保険加入推進地域会議

会議の目的

平成24年度から、建設業界と行政は一体となって、建設業の担い手確保に向けた環境整備の一環としての技能労働者の待遇改善や公平な競争環境の整備を目的に、社会保険加入対策に取り組んできました。

社会保険加入対策が始まってから5年が経過し、社会保険への加入率は上昇し、効果は着実に現れています。更なる社会保険への加入の徹底を図るとともに、地域に根ざした取り組みにするため、社会保険加入に積極的に取り組む建設企業等※を対象とし、『広島県建設業社会保険加入推進地域会議』を開催するものです。

※建設業団体に所属しているか否か、法人であるか否かを問わず、参加可能としています。

会議の主な内容

この会議では、社会保険の加入に積極的に取り組む企業にお集まりいただき、

- ①建設企業による社会保険加入に向けた取組事例の紹介
 - ②『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』の採択
- を行います。

これにより、適正な受注環境のもとで営業活動が行われること、技能労働者の待遇が向上すること、更には、担い手の確保に繋がることが期待されます。

なお、②の『行動基準』の採択後、行動基準を遵守いただける企業を『社会保険加入促進宣言企業』として募集し、中国地方整備局のホームページ等で公表させていただくことを予定しています。

参加対象

- ・広島県内に拠点を置く建設企業
- ・広島県内の施工実績を有する建設企業

※“建設業団体に所属しているか否か”や、“法人であるか否か”を問わず、参加可能です。

主催者

広島県

(一社)広島県
建設工業協会

広島県
建設業協会
連合会

(一社)日本建設業
連合会 中国支部

建設産業
専門団体
中国地区
連合会

中国
地方整備局

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

(案)

元請企業

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求める、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入されること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めるこ
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること